

回覧印	代表者	管理者	従業員等

【重要】

経営者、運賃交渉担当者の方へ回覧をお願いします。

適正化事業課だより (第155号)

令和6年11月13日
(公社)熊本県トラック協会
適正化事業課

11月「過労死等防止啓発月間」に 過重労働解消キャンペーンが実施されます！

さて、厚生労働省では、過労死等防止対策推進法で11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされております。

このようなことから、厚生労働省では長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、周知・啓発活動を行っております。

つきましては、過重労働解消キャンペーンの趣旨をご理解いただき、次の事項に積極的に取り組まれますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

【取組事項(概要)】

- 働き方改革の見直しに向けた取組を推進するため、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと
- 本年4月1日から時間外労働の上限規制が適用された自動車運送業務については、長時間労働の背景として、取引慣行上の課題が挙げられることから
・荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させない取組等を行っていただくこと
- 自社の働き方改革等により、下請け等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと
また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと
- 令和5年4月1日からの中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

◎過労死等防止対策推進シンポジウムの開催(熊本会場) ※参加無料

令和6年11月19日(火) 13時30分~15時30分
熊本テルサたい樹(熊本中央区水前寺公園28-51)



◎過重労働解消のためのセミナー ※参加無料

令和6年12月17日(火) 14時00分~16時30分
パレアくまもと県民交流館会議室7(中央区手取本町8-9)



二次元バーコードを読み込んでお申込みください

- ◆過重労働解消相談ダイヤル(フリーダイヤル) 電話0120-794-713
- ◆労働条件相談ほっとライン(フリーダイヤル) 電話0120-811-610